

平成19年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

議事日程〔第3号〕

3月23日（金曜日）午前10時 開会

開議宣告

日程第1 第1号議案から第40号議案までについて委員長報告
（質疑・討論・表決）

日程第2 第41号議案上程
（提案理由説明・質疑・討論・表決）

日程第3 第42号議案上程
（提案理由説明・質疑・討論・表決）

日程第4 議案第1号及び議案第2号上程
（提案理由説明・質疑・討論・表決）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

- | | |
|------|-----------|
| 1 番 | 近 藤 紀 男 |
| 2 番 | 成 重 博 文 |
| 3 番 | 安 達 隆 |
| 4 番 | 尾 上 真 一 |
| 5 番 | 山 田 秀 夫 |
| 6 番 | 松 本 博 彰 |
| 7 番 | 中山田 健 晴 |
| 8 番 | 河 野 徳 久 |
| 9 番 | 明 石 光 子 |
| 10 番 | 土 谷 力 |
| 11 番 | 村 上 和 人 |
| 12 番 | 鴛 海 政 幸 |
| 13 番 | 後 藤 龍 太 郎 |
| 14 番 | 安 東 正 洋 |
| 15 番 | 北 崎 安 行 |
| 16 番 | 川 原 直 記 |
| 17 番 | 河 野 正 春 |
| 18 番 | 山 本 博 文 |
| 19 番 | 菅 健 雄 |
| 21 番 | 徳 永 浄 |
| 22 番 | 大 石 忠 昭 |

欠席議員（1名）

- | | |
|------|---------|
| 20 番 | 堂 園 慶 吾 |
|------|---------|

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	増 田 正 義
議 事 係 長	清 水 栄 二
書 記	安 藤 雅 俊
書 記	近 藤 浩 二

説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
助 役	都 甲 昌 叡
参事兼総務課長	鴛 海 豊
参事兼真玉市民センター長	青 野 素 久
参事兼香々地市民センター長	佐 藤 良 雄
プロジェクト推進課長	中 嶋 栄 治
企画財政課長	野 村 信 隆
税 務 課 長	河 野 清 一
市 民 課 長	河 野 三 男
福 祉 事 務 所 長	大 園 栄 治
保 健 年 金 課 長	小 野 俊 久
子育て・健康推進課長	安 東 良 介
環 境 課 長	水 江 義 和
商 工 観 光 課 長	桑 原 茂 彦
農 林 振 興 課 長	北 崎 順 一
農 地 整 備 課 長	尾 形 雄 治
建 設 課 長	奥 田 秀 穂
下 水 道 課 長	甲 斐 好 信
水 道 課 長	福 光 博 文
会 計 課 長	吉 原 安 彦
消 防 本 部 消 防 長	安 藤 義 文
総 務 ・ 法 規 係 長	久 保 健 一
秘 書 広 報 係 長	小 野 政 文

教育庁

教 育 長	都 甲 桂 一
学校教育指導室長	早 田 義 司 郎

議長（菅 健雄君） これより本日の会議を開きます。

議長（菅 健雄君） 日程第1、第1号議案から第40号議案までを一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長近藤紀男君。

3月23日

総務委員長(近藤紀男君) おはようございます。

去る3月15日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案14件の審査を終了いたしましたので、その結果をご報告いたします。

第12号議案、平成18年度一般会計補正予算(第3号)の内、本委員会に付託された部分ですが、まず、歳入については、地方交付税の確定、国の補正予算による市町村合併推進事業等の増額補正並びに各事業の事業量の減少などに伴う減額補正を行うもので、補正額は、6億6,458万7,000円の増額で、補正後の予算総額は153億9,691万2,000円となり、当初予算に比べ7.4パーセントの増です。

次に歳出の主なものは、平成17年度の決算剰余金の積立を行う財政調整基金積立金、ふるさと市町村圏基金創設に伴うふるさと市町村圏基金積立金及び誘致企業に対するふるさと融資を行う地域総合整備資金貸付金の予算化、真玉地区及び香々地地区の下水道事業の供用開始に伴う各公共施設の下水道接続事業費の予算化などです。

財源としては、国庫支出金、財産収入、繰越金などで措置しています。

次に繰越明許費の設定については、国の補正予算による合併補助事業の決定等により、5件の繰越措置するものです。

次に地方債の補正については、地域総合整備資金貸付事業債の追加及びケーブルテレビ構築事業債、ほか12件について所要の変更を行うものです。

以上審査の結果、第12号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第10号議案「平成19年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計予算」は、19億7,925万5,000円を計上しています。これは、平成18年度から着手しているケーブルネットワーク事業の運営開始に備え、新たに設置する特別会計で、その主なものは、ケーブルテレビ施設の整備及び告知放送施設の整備などに要する経費です。

第19号議案「大分県市町村会館管理組合規約の変更について」は、地方自治法の一部改正に伴い、大分県市町村会館管理組合規約を変更することについて、関係市町村と協議するものです。

第20号議案「宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合の解散について」は、宇佐・高田地域広域市町

村圏事務組合が解散することについて、宇佐市と協議するものです。

第21号議案「宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分について」は、宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合が解散することに伴う財産の処分について、宇佐市と協議するものです。

第22号議案「宇佐・高田広域協議会の設置について」は、宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合の解散に伴い、これまで共同処理を行ってきた事務のうち、広域市町村圏計画に関する事務等を引き続き宇佐市と連絡調整を図っていくため、宇佐・高田広域協議会を設置することについて、宇佐市と協議するものです。

第26号議案「豊後高田市副市長の定数を定める条例の制定について」は、地方自治法の一部改正に伴い、副市長の定数を一人と定めるものです。

第27号議案「豊後高田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」は、市民の利便性の向上等を目的とした電子申請等を実施するため必要な事項を定めるものです。

第28号議案「豊後高田市ケーブルネットワーク施設条例の制定について」は、豊後高田市ケーブルネットワーク施設の整備に伴い、施設の管理運営上必要な事項を定めるものです。

第29号議案「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について」は、地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うものです。

第30号議案「豊後高田市行政組織条例の一部改正について」は、行政組織の変更に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

第31号議案「豊後高田市特別会計条例の一部改正について」は、ケーブルネットワーク事業の運営に備え、豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計を設置するため、所要の規定の整備を行うものです。

第32号議案「豊後高田市基金条例の一部改正について」は、宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合の解散により、ふるさと市町村圏基金を創設するため、所要の規定の整備を行うものです。

本議案については、反対の討論がありました。

第33号議案「豊後高田市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について」は、消防団員の定員を変更するため、所要の規定の整備を行うものです。

以上審査の結果、第32号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第10号議案、第19号議案から第22号議案まで、第26号議案から第31号議案まで及び第33号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

議長(菅 健雄君) 社会文教委員長河野正春君。

社会文教委員長(河野正春君) 社会文教委員長報告をいたします。

去る3月16日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案15件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第12号議案、平成18年度一般会計補正予算(第3号)の内、本委員会に付託された部分ですが、今回は歳出予算の補正です。

その主なものとしては、

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費。

これは、国民健康保険及び介護保険それぞれの特別会計への繰出金の増額です。

3款民生費1項社会福祉費7目老人福祉費。

これは、下水道事業の供用開始に伴う、老人憩いの家等の各公共施設の下水道接続事業費等の予算化です。これについては、国の補正予算による合併補助事業の決定等により、繰越措置をするものです。

3款民生費2項児童福祉費5目児童福祉施設費。

これは、私立保育所の運営費にかかる増額補正で、保育園児の増加により私立の保育園の運営費が不足するため補正するものです。

4款衛生費2項清掃費3目し尿処理費。

これは、高大クリーンセンターと真香浄化センターの統廃合に伴う、各施設の改造事業費等の契約残額及び真香浄化センターの一時停止業務の伴う処理薬品等の不用額を減額補正するものです。

10款教育費6項保健体育費2目学校給食費。

これは、平成19年度2学期から稼働する新学校給食センターに係る備品及び消耗品の購入費です。

その他教育費については、真玉地区及び香々地区の下水道事業の供用開始に伴う、小学校、中学校及び公民館等の下水道接続事業費等の予算化です。これについては、国の補正予算による合併補助事業の決定等により、繰越措置をするものです。

審査の中で、委員から、私立保育所運営費の不足の原因について質疑が出され、執行部より次のよう

な説明がありました。

私立保育園の園児の増加で、昨年対比で46名が増加した。

以上審査の結果、第12号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第2号議案、「平成19年度豊後高田市国民健康保険特別会計予算」は、34億2,842万7,000円を計上しており、国民健康保険法の改正により昨年10月から導入された保険財政共同安定化事業が本格実施されるため、前年度当初予算対比で15.8パーセントの大幅増となっています。

その主なものは、被保険者に係る療養給付費、高額療養費、老人保健医療費拠出金及び介護納付金等です。

平成19年度につきましては、平成18年度に引き続き、被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防の推進を図るため、生活習慣病予備軍を対象にした個別健康支援プログラムによる国保ヘルスアップ事業を実施し、医療費の適正化に努めるものです。

審査の中で、委員から、滞納は年々増加傾向にあるのかという質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

徴収率については、17年度決算でも、ほぼ横並びである。

第3号議案、「平成19年度豊後高田市老人保健特別会計予算」は、36億6,389万4,000円を計上しています。その主なものは、医療給付費です。

第4号議案、「平成19年度豊後高田市介護保険特別会計予算」は、24億4,778万円を計上しています。その主なものは、施設介護サービス給付費及び居宅介護サービス給付費です。

保険給付費については、高齢化の進行に伴い増加していくことが予想され、介護保険制度を将来にわたって安定的、持続的に運営していくためには、予防重視型の介護保険システムへの転換が不可欠であり、居宅介護サービス給付費等の急激な増加を抑制するため、地域包括支援センターの機能強化に取り組むものです。

第13号議案、「平成18年度豊後高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、一般被保険者に係る療養給付等が当初計画をやや上回る見込みとなったため、一般被保険者療養給付費等の不足分を

3月23日

計上するものです。

補正額は、5,500万9,000円の増額で、その財源は、療養給付費等国庫負担金、国、県の財政調整交付金及び保険財政共同安定化事業交付金等で措置されます。

第14号議案、「平成18年度豊後高田市介護保険特別会計補正予算(第2号)」は、居宅介護サービス等に係る給付費が当初計画をやや上回る見込みとなったため、保険給付費の不足分を計上するものです。

補正額は、5,865万7,000円の増額で、その財源は、介護給付費国庫負担金及び支払基金交付金などで措置されます。

第18号議案、「工事請負契約の変更について」は、学校給食センター建設事業において、厨房機器の搬入、設置の工程変更に伴い、厨房機器の搬入、設置後に予定しておりました電気機械設備の接続工事や設置後の機器類の試運転、その他必要な調整等に要する日数に不足が生じたため、建築主体工事の工期を延長するための変更請負契約を締結するためのものです。

第23号議案、「宇佐・高田地域介護認定審査会の共同設置について」は、宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合の解散に伴い、宇佐・高田地域介護認定審査会を平成19年4月1日に共同で設置することについて、宇佐市と協議するものです。

第24号議案、「宇佐・高田地域障害程度区分判定審査会の共同設置について」は、宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合の解散に伴い、宇佐・高田地域障害程度区分判定審査会を平成19年4月1日に共同で設置することについて、宇佐市と協議するものです。

第25号議案、「公の施設の指定管理者の指定について」は、健康交流センター花いろの一部(ふれあい棟及び温泉棟)の設置の目的を効果的に達成するため、当該施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の中で、委員から、公募はしないのかという質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

選定委員会にはかり、平成15年4月以来、同業者に委託してきた経緯があり、ノウハウ等を加味し、今回非公募による業者選定とした。

第34号議案、「宇佐・高田地域障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について」

は、宇佐・高田地域障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定めるため、所要の規定の整備を行うものです。

第35号議案、「豊後高田市介護保険条例の一部改正について」は、宇佐・高田地域介護認定審査会を、宇佐市と共同で設置するため、委員の定数等を定めるため、所要の規定の整備を行うものです。

第36号議案、「豊後高田市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について」は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

第37号議案、「豊後高田市生活支援ハウス条例及び豊後高田市立デイサービスセンター条例の一部改正について」は、地域支援事業の創設に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

第38号議案、「豊後高田市児童館条例の一部改正について」は、厚生労働省事務次官通知の「児童館の設置運営要綱」により、児童館運営委員会を設置するため、所要の規定の整備を行うものです。

以上審査の結果、第2号議案から第4号議案まで、第13号議案及び第14号議案、第18号議案、第23号議案から第25号議案まで並びに第34号議案から第38議案までについては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

議長(菅 健雄君) 産業建設委員長村上和人君。産業建設委員長(村上和人君) 産業建設委員会報告をいたします。

去る3月19日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案12件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第12号議案、平成18年度一般会計補正予算(第3号)の内、本委員会に付託された部分ですが、今回は歳出予算の補正及び繰越明許費の設定です。

歳出の主なものとしては、

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費。

これは、下水道事業の供用開始に伴う、サンウエスタンの下水道接続事業費等の予算化です。これについては、国の補正予算による合併補助事業の決定等により、繰越措置をするものです。

6款農林水産業費4項水産業費。

これは、財源更正を行っています。

7款商工費1項商工費2目商工業振興費13節委

託料。

これは、旧大分銀行跡地等を利用して整備する予定の昭和の町の基幹施設の事業が実施できなかったため、減額補正するものです。

7款商工費1項商工費2目商工業振興費17節公有財産購入費。

これは、旧大分銀行跡地の購入を行うもので、まちづくり交付金が活用できるということで、有利に購入するため、補正を行うものです。

7款商工費1項商工費3目観光費の内、スパランド真玉運営補助金。

これは、スパランド真玉に対する運営費補助金です。

7款商工費1項商工費3目観光費の内、観光施設等整備支援事業費補助金。

これは、観光事業者や新たに観光事業に着手する者へ、他の補助金が活用ができない分について補助をするもので、当初予定より申請が少なかったため、減額補正するものです。

7款商工費1項商工費4目企業立地推進費。

これは、中核工業団地内の工業用水確保のために、試掘ボーリングを実施する予定でしたが、県事業で実施できるようになったため、減額補正するものです。

8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費。

これは、道路環境美化ボランティア支援事業として、市道等の清掃管理用の備品購入にかかる増額補正です。なお、国の交付決定が2月となったため、事業執行が困難となったため繰越措置をしています。

8款土木費2項道路橋りょう費3目道路新設改良費。

これは、まちづくり交付金事業の基幹事業である桂橋改修事業で、現在都市計画街路の廃止の進めており、それに伴う事業計画年度の変更により、減額補正するものです。

8款土木費4項港湾費。

これは、財源更正を行っております。

8款土木費7項下水道費。

これは、特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金の増額です。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費

これは、災害査定による減額決定に伴い、減額補正するものです。

次に繰越明許費の設定についてですが、農業基盤

整備促進事業費については、ほ場整備事業に係るもので、工事計画の説明会において一部の地権者より水路及び農道の規格に異議が生じたため、換地計画の一部変更を行い、その同意を得るため不足の日数を要したため、本年度事業費の一部を繰越措置するものです。

農地情報整備支援事業費は、香々地及び真玉地区の農業地番図、航空写真、地形図及び農家台帳をコンピューター上で一元管理を行うための航空写真撮影で、撮影に適した気象条件とフライト条件がなかなか合わず、撮影に不足の日数を要したため、業務の年度内完了が困難となったため、繰越措置するものです。

既存建造物活用事業費については、昭和ロマン蔵北蔵整備事業で、関係機関と協議する中で、事業実施を観光客の比較的少ない時期に行うこととなったため、年度内の完成が困難となったため繰越措置するものです。

道整備交付金事業費は、市道3路線の用地買収における用地取得の遅れや隣接する水利組合との協議が難航し不足の日数を要したため繰越措置するものです。

審査の中で、委員から、北蔵整備事業は繰越措置しているが、完成予定について質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

オープンを昭和の日の4月29日に予定しており、その1週間前までには完成したい。

また、他の委員から、スパランド真玉の今後の自立の計画案はあるのかという質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

具体的な計画はたっていないが、採算ベースにのるような宿泊客の増及び食事客の増を図っていく。そのために、グレードアップ化を図り、サービスの向上に努めていく。また、市場原理を入れて考えていく。

以上審査の結果、第12号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第5号議案、「平成19年度豊後高田市簡易水道事業特別会計予算」は、4,087万5,000円を計上しています。

その主なものは、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金です。

第6号議案、「平成19年度豊後高田市公共下水道

3月23日

事業特別会計予算」は、10億4,101万1,000円を計上しています。

その主なものは、管渠整備事業費、施設整備に係る市債償還金などです。

第7号議案、「平成19年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」は、5億1,748万1,000円を計上しています。

その主なものは、管渠整備事業費、事業の供用開始に伴う受益者分担金の積立金などです。

第8号議案、「平成19年度豊後高田市農業集落排水事業特別会計予算」は、5,061万4,000円を計上しています。

その主なものは、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金です。

第9号議案、「平成19年度豊後高田市漁業集落排水事業特別会計予算」は、1,874万9,000円を計上しています。

その主なものは、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金です。

第11号議案、「平成19年度豊後高田市水道事業会計予算」は、給水戸数4,740戸、年間総給水量147万立方メートルを予定しています。

主な建設改良事業は、送水設備改良工事2,650万円、配水設備拡張工事1,486万円、配水設備改良工事3,293万円を予定しています。

収益的収支では、事業収益2億988万3,000円を見込み、事業費用では、1億9,832万8,000円を予定し、差引1,155万5,000円の税込み当期純利益となります。

次に、資本的収支では、収入総額3,252万8,000円に対し、支出総額1億2,367万3,000円を予定し、差引9,114万5,000円の不足額が生じますが、この不足分は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額399万1,000円、過年度損益勘定留保資金6,438万3,000円、当年度損益勘定留保資金2,277万1,000円で補てんします。

第15号議案、「平成18年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」は、基金利子の増加に伴う基金積立金及び繰越事業の完了に伴う起債の借換利子に要する経費を措置するものです。

補正額は、41万9000円の増額で、補正後の予算総額は、7億6,545万6,000円となります。

第16号議案、「市道路線の廃止について」及び第17号議案、「市道路線の認定について」は、市道路線を整備するため廃止と認定について、それぞれ議決を求めるものです。

第39号議案、「豊後高田市スパランド真玉条例の一部改正について」は、現在の社会経済情勢に合った利用料金の設定を可能とするために、その限度額の改正を行うものです。

第40号議案、「豊後高田市長崎鼻リゾートキャンプ場条例の一部改正について」は、当該施設の利用促進を図るため、新たにテントサイトを設け、1区画につき1泊1,000円の料金を徴収するため、所要の規定の整備を行うものです。

以上審査の結果、第5号議案から第9号議案まで、第11号議案、第15号議案から第17号議案まで、第39号議案及び第40号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

議長(菅 健雄君) 予算審査特別委員長明石光子君。

予算審査特別委員長(明石光子君) 予算審査特別委員長報告を行います。

去る3月20日、予算審査特別委員会を開会し、本会議から付託されました議案1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

なお、本委員会は議員全員の構成でありますので、審査の経過については省略いたします。

第1号議案、「平成19年度豊後高田市一般会計予算」は、起立採決の結果、提案の趣旨を認め、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会審査結果の報告を終わります。

議長(菅 健雄君) 以上で委員長の報告を終わります。

これより、ただ今の委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅 健雄君) 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

22番大石昭君。

22番(大石忠昭君) 皆さんおはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。私は第1号、2号、4号、32号議案について、反対討論をいたします。

最初は一般会計予算であります。住民の健康及び福祉を保持するという地方自治の精神が活かされた予算は、当然賛成であります。それに反するいくつかの予算の内容について反対でありますので、討論をいたします。

2006年度は、定率減税の半額廃止を始めとする税制改悪が実施をされ、増税、増税で住民の怒りの声が広がりましたが、今回提案されております新年度につきましても、定率減税が完全に廃止をされる。その影響は、2005年度に比較してみますと、市民税だけでも6,300万円の増税を見込んだ予算であります。

さらに、高齢者控除の廃止、公的年金控除の縮小など一連の税制改悪によって、市民に新たな増税が押し付けられる予算となっております。

それに対して市長は、介護保険や障害者自立支援の負担軽減のための市独自の施策は何ら予算に盛り込んでおりません。逆に県の制度見直しをすんなり容認をして、子どもや母子家庭、重度身体障がい者の入院、食事療養費の新たな住民負担などの予算となっており、これら市民の負担増になる予算には反対であります。

生活保護費や就学援助などの予算も減額されておりますけれども、これも許されません。また、ごみ有料化に伴う指定袋の購入予算、差別解消に逆行する同和団体に対する補助金、部落解放同盟発行の機関紙の公費購入など同和関連予算、さらには、県工事の負担金などの予算が計上されており、このような予算には反対するものであります。

生活保護費や就学援助、これらは該当者については当然交付できるように今後補正予算を計上することを要求しますし、同和事業については完全終了されることを要求し、反対討論といたします。

次は、国保特別会計についてであります。

旧真玉、香々地に比べまして旧高田は、国民健康保険税の税率が高く、市民アンケートにも多くの市民から、収入に比べて国保税が高すぎる。何とか引き下げてほしいという切実な声が寄せられました。国庫負担の引き上げなど関係機関に働きかけをし、国庫負担の増額を勝ち取って国民健康保険税の引き下げに努力すること、さらに収入激減世帯に対する

市独自の減免制度の充実などを要求し、この予算には反対をいたします。

次は、介護保険の特別会計予算についてであります。昨年の3月議会で介護保険料の値上げ議案が可決されました。所得80万円以上の高齢者は、介護保険料が大幅に増額されることになりました。昨年からの税制改悪の影響を受けて、非課税から課税世帯に変わった高齢者については、実際の収入は増えていないのに、税制改悪の影響だけで介護保険にも連動しまして、これまで2段階だった方が新4段階に、また、これまで3段階の方は新5段階の該当者になることになりまして、段階が、収入は変わっていないんだけど、実際に税制改悪の影響で介護保険料の段階が上がったために保険料が大幅に上がると。慌てて厚労省もこれについては激変緩和措置をとることになりましたけれども、それは今度の新年度については新たに2年目を迎えるということで、この方々については介護保険料が特別負担が重くなることとなります。これは許されません。いま、国会でも審議されておりますように、今後、非課税世帯、課税世帯の関係では、かなり考慮しようということになりつつありますけれども、この問題大きな問題であります。

よって、私どもの調査では、介護保険料は市民の所得に比べてあまりにも高すぎます。日本共産党は国庫負担の増額を求めるとともに、一般財源からの繰り入れ、そしてサービスの低下にならないように給付の適正化や介護予防の徹底などで節減に努め、値上げ額を見直すべきだと考え、この市民負担増の予算については反対をいたします。

最後に、第32号議案についてであります。この議案は、ふるさと市町村圏基金の追加設定をするためのものであります。その基金の用途については、県北・日田地方拠点都市基金計画に基づき、特定の事業に要する費用に充てるということですが、拠点都市の指定を受けてもう数年なりますけれども、事業計画は策定していますが、その後の経過を見ますと、拠点都市の指定を受けたということで、その事業に対する財政的な恩恵は何ら受けていないことが明らかであります。

よって、新たに基金を作って積み立てるよりも、市民の暮らしや福祉を守るために、そのような財源は早急に市民のために有効活用すべきだと思います。よって、今回こういう基金を新たに作ることに反対であります。

3月23日

議員各位のご賛同を要求いたしまして討論を終わりたいと思います。

議長（菅 健雄君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅 健雄君） これにて討論を終結いたします。

ただ今から採決に入ります。

おはかりいたします。

お手元に配付してあります採決表の中で、反対のありました第1号議案及び第2号議案、第4号議案並びに第3号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の中で反対のありました、第1号議案及び第2号議案、第4号議案並びに第3号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、反対のありました第1号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第1号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（菅 健雄君） 起立多数であります。

よって、第1号議案は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、反対のありました第2号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第2号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（菅 健雄君） 起立多数であります。

よって、第2号議案は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、反対のありました第4号議案について起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第4号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（菅 健雄君） 起立多数であります。

よって、第4号議案は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、反対のありました第3号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第3号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（菅 健雄君） 起立多数であります。

よって、第3号議案は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

ここでしばらく休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時55分 再開

議長（菅 健雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、第4号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

市長（永松博文君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第4号議案は、「豊後高田昭和ロマン蔵条例の一部改正について」でございまして、昭和ロマン蔵の観光拠点施設としての機能強化を図るため、所要の規定の整備を行いたいので提出するものでございます。

何とぞ慎重審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（菅 健雄君） おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、第4号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅 健雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅 健雄君） 討論なしと認め、討論を終

結いたします。

これより第41号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、第41号議案については、原案のとおり可決されました。

議長(菅 健雄君) 日程第3、第42号議案を議題といたします。

地方自治法第117条の除斥の規定により、5番山田秀夫君の退場を求めます。

(5番山田秀夫君退場)

議長(菅 健雄君) 提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

市長(永松博文君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第42号議案は、「監査委員の選任について」でございまして、監査委員に、山田秀夫氏を選任したいので、同意を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長(菅 健雄君) おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、第42号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅 健雄君) 質疑なしと認め、質疑を結びいたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅 健雄君) 討論なしと認め、討論を結びいたします。

これより第42号議案を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、第42号議案については、これに同意することに決しました。

5番山田秀夫君の入場を許します。

(5番山田秀夫君入場)

議長(菅 健雄君) 日程第4、議案第1号及び議案第2号を一括議題といたします。

議長(菅 健雄君) 提案理由の説明を求めます。

10番土谷 力君。

10番(土谷 力君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号「豊後高田市議会委員会条例の一部改正について」は、地方自治法の改正及び行政組織の変更に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

まず、地方自治法の改正に伴う改正は、閉会中補欠選挙により当選した議員が、直ちに委員会活動に参加できない不利益を解消するもの及び用語の整備です。

そして、行政組織の変更に伴う改正は、先程議決されました「行政組織条例の一部改正について」に伴い、総務委員会に係る所管事項等の一部を改正するものです。

議案第2号「豊後高田市議会会議規則の一部改正について」は、地方自治法の改正により、委員会に議案提出権が付与されたことに伴い、所要の規定の整備及び用語の整備を行うものです。

以上本議案については、何とぞ慎重審議の上、ご協賛下さいますようお願いいたします。

議長(菅 健雄君) おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅 健雄君) 質疑なしと認め、質疑を結びいたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅 健雄君) 討論なしと認め、討論を結びいたします。

3月23日

これより議案第1号及び議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号については、原案のとおり可決されました。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成19年第1回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 菅 健 雄

豊後高田市議会議員 安 達 隆

” 尾 上 真 一